

文 政 第 1 5 4 2 号
平成 1 4 年 3 月 2 2 日

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一 殿

沖縄県知事
稲 嶺 恵 一

儀間川総合開発事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見について

平成 1 3 年 1 1 月 2 日付けダ事第 3 7 1 号で、みだしの環境影響評価方法書が沖縄県環境影響評価条例第 6 条第 1 項の規定に基づき送付されてきたところであるが、同条例第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、当該方法書について環境の保全の見地からの意見を別添のとおり述べる。

儀間川総合開発事業に係る環境影響評価方法書に対する知事意見

久米島は、島の随所に優れた景勝地を擁するとともに、歴史的・文化的遺産や風土的景観にも恵まれ、島全体が自然度を高く保有し自然公園的な環境を備え持つ特徴的な島である。山地部は概ねシイ・カシ二次林やリュウキュウマツ植林で占められ、低地部はサトウキビ畑等の耕作地として利用されており、自然植生は海岸付近や山間部に残っているのみである。自然植生としては、大岳・宇江城岳のイタジイ林、阿良岳のイタジイ林、儀間川河口のマングローブ林、北海岸の隆起サンゴ礁植生などがある。また、キクザトサワヘビ、クメトカゲモドキ、クメジマミナミサワガニ、クメジマボタルなどの固有種その他、アラモトサワガニ、タウナギ等の貴重な生物が生息している。特にキクザトサワヘビは、確認事例が少なく絶滅が懸念されている。

こうしたことから、久米島は、ほぼ全域が県立自然公園に指定されており、また、宇江城岳及びその周辺地域がキクザトサワヘビ生息地等保護区に指定され、県設の鳥獣保護区の指定地域及び「自然環境の保全に関する指針〔宮古・久米島編〕」における「自然環境の厳正な保護を図る区域」であるランク の区域も存在することから、県内でも特に自然環境の保全が図られるべき地域の一つである。

本事業実施区域は、生息地等保護区や鳥獣保護区等の区域の指定地域外とはいえ、これらの区域に隣接又は接しており、貴重な動植物の生息・生育も確認されていることから、これらの生物へ与える影響については十分に配慮しなくてはならない。また、自然公園においては特に風致景観の保全が必要とされるが、広義の「風致景観」は可視的なものとどまらず、美的感興ないし美的雰囲気は風致景観上の重要な構成要素であることを鑑みれば、久米島自然公園第3種特別地域内において行われる本事業においては、風致景観上重要な清浄な空気、野鳥の鳴き声等に与える影響についても十分な配慮が必要である。

以上のことから、本事業に係る環境影響評価については、下記の事項により、調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討して環境への負荷を可能な限り低減化し、地域の自然環境及び生活環境の保全に十分配慮するように行うこと。

記

【総括的事項】

1. 対象事業の目的及び内容等について

(1) 本事業の材料山の区域は、キクザトサワヘビ生息地等保護区及び「自然環境の保全に関する指針」で「自然環境の厳正な保護を図る区域」であるランク に指定されている区域に接しており、白瀬川水系及び儀間川水系においてクメジマボタルが確認されていることから、本事業実施区域及びその周辺地域における生態系の重要な役割を担っていると考えられる。また、材料山の掘削によって、白瀬川水系及び儀間川水系の両水系への影響が懸念されるところである。

以上のことから、環境影響評価を行う過程において、材料山の位置の再検討、及び撤去される現在の堤体の再利用によって掘削量を減少させることによる、材料山の改変面積の縮小等を検討すること。

また、自然環境への影響を可能な限り低減化するために、堤長の規模の縮小についても検討すること。

(2) 現段階で場所が確定していない堤体材料仮置場及び土捨場について、準備書の作成までには確定し、その内容を詳細に記載すること。

また、仮置場及び土捨場の利用に伴う影響が考えられる場合には、その影響についての調査、予測及び評価を実施すること。

(3) 環境の保全及び環境の創出に向けての基本方針等を明確にしておくことは、環境影響評価の結果を第三者が理解する上で有効な材料となることから、準備書において記載すること。また、その際は、次の事項についても記載すること。

ア．想定される具体的な工法・工程等

イ．掘削後の材料山の跡地利用または環境復元等に関する方針や対策等

ウ．儀間川水系及び謝名堂川水系の河川整備に当たって求められている、水害を防御する役割、人々の生活を支える役割、自然環境の保全を同時に満たす具体的な工法

2．地域特性の把握について

(1) 地域特性の把握に当たっては、「自然環境の保全に関する指針」も考慮すること。また、本事業の材料山の区域が、同指針で「自然環境の厳正な保護を図る区域」であるランクに指定されている地域に隣接していることから、調査及び予測の範囲等の設定に当たっては、それを十分に考慮すること。

(2) 方法書では「環境法令等の指定、規制等」において、キクザトサワヘビの生息地等保護区についての記述がないことから、環境影響評価準備書には追記すること。

(3) 地域特性の把握において、その記述内容等について十分でない箇所があることから、より具体的に記述すること。

3．環境影響評価の現地調査は、原則として、方法書の手続き後に、本事業実施区域の環境状況を把握するために、必要な期間実施するものであることから、春季及び夏季の調査を既に実施した理由、及びその調査結果を用いて予測及び評価を行うことの妥当性を準備書において明記すること。

4．準備書においては、本事業に係る工事計画として、造成計画、運土計画、重機投入計画、資材搬入計画、給・排水計画、赤土等流出防止計画、工事工程を詳細に記載すること。また、供用後の施設計画、汚水排水計画、廃棄物処理計画、緑化計画についても示すこと。

5．環境影響評価項目の選定は、沖縄県環境影響評価技術指針（以下「技術指針」という。）に基づき、事業特性及び地域特性を勘案して選定することから、準備書においては次の事項を記載すること。

ア．事業特性及び地域特性をどのように踏まえたのかの内容

イ．環境影響評価項目は事業特性及び地域特性を踏まえて選定した旨の記述

ウ．標準外項目で選定した項目（海域生物）についての、事業特性と地域特性との関係

【大気環境関係】

6．大気質について

(1) 本意見の1(1)に基づく材料山の位置の再検討の結果、現在の予定地を材料山とした場合、大気質の予測及び評価に当たっては、材料山が消滅することによる風環境の変化についても考慮すること。また、そのために、浮遊粒子状物質及び風向・風速については、その調査及び予測の手法を重点化すること。

(2) 大気質の予測手法について、工事中の予測に当たっては、建設機械の稼働による影響の予測時期と同時期の資機材運搬車両の走行による影響を併せて予測すること。

7. 工事中の陸域生物及び生態系への影響を予測、評価する際には、騒音、振動による影響についても検討する必要があることから、騒音及び振動の調査地点については、事業特性及び地域特性を考慮して、必要に応じて、環境騒音及び環境振動の調査地点を敷地境界上にも設定すること。

また、将来における人口の増加及び集落の拡大を予測した上で、集落側における調査及び予測地点の設定を検討すること。

8. 低周波音の調査方法を文献調査としているが、本事業実施区域周辺あるいは久米島における低周波音の文献がない場合には、現地調査を実施すること。

また、その他の地域における既存の調査結果を活用する場合には、それをを用いる妥当性について十分に示すこと。

【水環境関係】

9. 水の汚れの予測について

(1) 環境影響評価項目の選定理由において、溶存酸素の低下による嫌気状態の水の汚れの影響が考えられるとしていることから、施設の存在及び供用時の予測項目として、溶存酸素量も追加すること。

(2) 調査地域の設定において、工事の実施及び施設の存在・供用に伴う水の濁りに関する環境影響を受けるおそれがある地域として、儀間川及び謝名堂川流域並びにその地先海域としていることから、工事中の予測地点として地先海域における地点を追加し、存在及び供用時の予測地点として、儀間川、謝名堂川及び地先海域における地点を追加すること。

(3) 本事業実施区域の周辺には、一般廃棄物処理施設及び一般廃棄物最終処分場が存在し、当該地域の将来の水環境へ与える影響が懸念されることから、水の汚れについては、これらの施設の稼働による将来の水環境の状況を勘案できるように、調査項目、予測項目及び予測手法を再度検討すること。

10. 水象の変化を予測するために、ダムの上流側及び下流側の河川の集水面積や水量等について、調査項目として追加すること。

【土壌環境・その他の環境関係】

11. 地形・地質について、供用後の儀間川及び謝名堂川の水系（水量、流速、土砂供給量等）の変化による海岸域の漂砂への影響を考慮して、調査及び予測項目として海岸地形の変化を

選定することを再度検討すること。また、その検討の結果に応じて、予測地域を再度設定すること。

【自然環境関係】

12. 陸域生物について

(1) 陸域生物の植物の調査時期について、沖縄では季節変化が明瞭ではなく、一般的に2季節での把握は可能としているが、逆に季節変化が明瞭でなく連続していることからこそ最低4季の調査が必要であり、また、植物によっては明瞭な季節性があることから、植物の4季の調査を実施していないものについては、その特性を考慮して調査を実施することを検討すること。

(2) 久米島における陸域生物についてはこれまで多くの既存資料があり、また、新たな知見も集積していることから、こうした既存文献を十分に活用するとともに、出現する可能性がある種を想定して、調査範囲、調査手法を再度検討すること。

(3) ダムの建設という事業特性上、貯水池の水位の上昇による周辺部の水没や河川流量の変化等による河川環境への影響が考えられるところである。一方、儀間川水系及び謝名堂川水系には、キクザトサワヘビやクメジマボタル等の貴重な動物の生息が推定、あるいは確認されている場所もあり、また、甲殻類のサワガニ類には貴重種が多いことから、両河川の水系周辺の動植物については重点化手法を選定し、事業の実施による影響について十分に検討すること。

(4) 本意見の1(1)に基づく材料山の場所の再検討の結果、現在の予定地を材料山とした場合、陸域生物への影響の予測及び評価に当たっては、材料山の掘削による水系の変化及び風環境の変化をも考慮して行うこと。

また、材料山の掘削による白瀬川水系の変化についても検討すること。

13. 生態系について

(1) 生態系の予測項目は、技術指針に基づき、次のとおりとすること。また、それに応じて、予測手法についても再度検討すること。

ア．基盤環境と生物群種との関係による生態系への影響

イ．注目種及び群集により指標される生態系の影響

ウ．生態系の構造、機能への影響

(2) 本意見の1(1)に基づく材料山の場所の再検討の結果、現在の予定地を材料山とした場合、生態系の予測・評価に当たっては、材料山の掘削による白瀬川水系の変化についても考慮すること。

(3) 本事業が県立自然公園区域内で行われることや、本事業の材料山が自然度の高い地域と隣接し、本事業実施区域及びその周辺地域の生態系の重要な役割を担っていると考えられること、また、河川生物の調査及び予測手法の重点化が必要であることから、生態系の調査及び予測手法についても重点化手法とすること。

【人と自然との豊かな触れ合い関係】

14. 景観について

(1) 景観の状態は、時間帯や天候の影響も受けることから、調査時期及び予測時期については、これらのことについても考慮して設定すること。また、予測項目については、技術指針に基づき、次のとおりとすること。

ア．視覚的变化による眺望景観の普遍価値と固有価値の変化の程度

イ．景観要素の状態の変化による困窮景観の普遍価値と固有価値の変化の程度

(2) 本事業における材料山の一带は、山地と低地を分けるリュウキュウマツ林、スダジイ林が塊状的に分布し、全体的に久米島県立自然公園における宇江城岳以西の風致景観上の緩衝地域としての役割を有するものであり、土砂の採取による風致景観上の影響が懸念されることから、景観調査域は宇江城岳眺望も含めたものとする。

また、調査及び予測の手法については重点化手法を選定して定量的に予測し、当該地一帯の風致景観上の変化を把握した上で修景のための具体策を示すこと。

(3) 調査、予測及び評価に当たっては、ダムだけではなく河川そのものが作り出している地域の景観の特徴を、河川環境としての視点から把握するとともに、集落内のグリーンベルトの地域における景観としての価値についても把握した上で行うこと。

15. 人と自然との触れ合い活動の場の人々の利用時間帯は幅広く、利用形態によっても異なる（例えば、観光客の海水浴場の利用は日中が多いが、県民の利用は朝夕が多いこと等）ことから、調査時期及び予測時期については、時間帯についても考慮して設定すること。また、予測項目については、技術指針に基づき、次のとおりとすること。

ア．人々の活動・利用の変化

イ．人と自然との触れ合い活動の場へのアクセス特性の変化

ウ．人と自然との触れ合い活動の場の調査・予測について

16. 歴史的・文化的環境について

(1) 歴史的・文化的環境の予測については、技術指針に基づき、「対象事業の実施による歴史的街並み、御嶽や拝所等の風土・伝統的行事及び祭礼等の場、その他の文化財に準ずるものの現状変更、損傷、改変等の程度」を予測項目に追加すること。

(2) 久米島における歴史的・文化的環境の把握に当たっては、久米島の特色・風土性として貴重なものであると考えられる集落内のグリーンベルトの地域における価値についても把握し、事業特性及び地域特性を考慮して環境影響評価項目として選定することを検討すること。

【環境への負荷関係】

17. 廃棄物等への影響の評価に当たっては、中間処理施設及び最終処分場の状況（中間処理施設：処理能力、当該事業に伴う処理量、施設への負荷等、最終処分場：容量、残容量、残余年数等）も併せて評価すること。